

老人保健施設桜の園運営規程 (介護予防通所リハビリテーション)

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人新生活会が開設する老人保健施設桜の園（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づくガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 桜の園
- (2) 開設年月日 平成4年4月1日
- (3) 所在地 山口県岩国市下342-1
- (4) 電話番号 0827-47-3100 FAX番号0827-47-3210
- (5) 管理者名 松本 駿三
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3550880003号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、保険給付と兼務する。

- | | | |
|-----|-------------------|------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人以上 |
| (3) | 看護・介護職員 | 8人以上 |
| (4) | 支援相談員 | 1人以上 |
| (5) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | |
| | ・理学療法士 | 1人以上 |
| | ・作業療法士 | 1人以上 |
| | ・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (6) | 栄養士 | |
| | ・管理栄養士 | 0人 |
| (7) | その他 | |
| | ・事務員 | 1人以上 |
| | ・調理員 | 2人以上 |
| | ・運転手 | 3名以上 |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) その他、事務員については、介護報酬請求業務他、事務全般に渡り業務を行なう。
調理員については、調理全般についてのすべての業務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、40人とする。(保険給付含む)

(事業の内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは予防に資するよう、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 1 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、運動器機能向上サービスを実施する。
- 5 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養改善サービスを実施する。
- 6 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとす。 (別紙参照)

- (1) 当施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る居宅介護予防サービス費用基準額から、当施設に支払われる居宅介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- (2) 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額を、指定介護予防通所リハビリテーションに係る居宅介護予防サービス費用基準額と同額とする。
- (3) 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、別に定める料金表により支払いを利用者より受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

北河内及び南河内全域 岩国 錦見 横山 川西 関戸 多田 阿品 御庄 柱野 美和 美川

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止等)

第14条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、また、虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を防止するために次にかかげる事項を実施するものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の策定
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年1回以上実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントに関する事項)

第15条 事業所は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2 事業所は、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取り組み
- (3) 被害防止のための取り組み

(事業継続計画の策定等に関する事項)

第16条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護老人保健施設事業の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修計画及び訓練を定期的に（年1回以上）実施しなければならないものとする。

2 事業所は、業務継続計画には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 感染症に対する業務継続計画
 - ア 平時からの備え
 - イ 初動対応
 - ウ 感染拡大防止体制の確立
- (2) 災害に係る業務継続計画
 - ア 平時の対応
 - イ 緊急時の対応
 - ウ 他施設及び地域との連携

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針の策定
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施

(施設の利用に当たっての留意事項)

第18条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は所定の場所にて可。
- ・ 火気の取扱いは、禁止。
- ・ 設備・備品の利用は、職員に利用申請にて可。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最低限とする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、必要最低限とする。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時は可。

- ・宗教活動は、他者への迷惑行為禁止。
- ・ペットの持ち込みは、禁止。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止。

(非常災害対策)

第 19 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、役職者の有資格者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 21 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 22 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 23 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人新生会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 24 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 25 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(秘密保持)

第 26 条 事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。但し、次の各号についての情報提供については、契約時に利用者及びその家族から別途同意を得るものとする。

- ① 介護保険サービス利用のためのサービス担当者会議等市町村、介護予防支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への情報提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のため学会、研究会での事例研究発表。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用すること。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いをする。
 - 3 職員が退職後も守秘義務を遵守する様必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 27 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人新生会 老人保健施設桜の園の役員会において定めるものとする。
- 4 事業所は、書面の保存に係る負担の軽減を図るために、電磁的記録により保存等を行うことが出来るものとする。

付 則

- この運営規程は、平成18年 4月1日より施行する。
- この運営規程は、平成18年10月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成19年12月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成20年 4月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成20年 7月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成20年 8月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成21年 5月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成21年 7月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成21年 9月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成22年10月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成25年 4月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成25年 8月31日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成25年12月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成26年 4月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成26年 5月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成26年 8月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成27年 4月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成28年 7月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成29年 1月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成29年 4月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成30年 4月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成30年 5月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、平成30年 6月1日より一部改訂する。
- この運営規程は、令和 2年 3月21日より一部改訂する。
- この運営規程は、令和 2年 4月 1日より一部改訂する。
- この運営規程は、令和 3年 4月 1日より一部改訂する。
- この運営規程は、令和 3年10月 1日より一部改定する。
- この運営規程は、令和 4年 4月 1日より一部改定する。
- この運営規程は、令和 5年 4月 1日より一部改定する。
- この運営規程は、令和 6年12月 1日より一部改定する。